

○国土交通省告示第千五百六十三号

特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和二年国土交通省令第九十九号）第二条、第三条及び第十二条第二項の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示

（区域整備計画に定める法第九条第二項第一号に掲げる事項の内容）

第一条 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（以下「省令」という。）第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第九条第二項第一号に掲げる事項に関するものは、区域整備計画の意義及び目標に関する事項とする。

（区域整備計画に定める法第九条第二項第二号に掲げる事項の内容）

第二条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第二号に掲げる事項に関するものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の所在地及び面積

二 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項

(区域整備計画に定める法第九条第二項第三号に掲げる事項の内容)

第三条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第三号に掲げる事項に関するものは、設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名とする。

(区域整備計画に定める法第九条第二項第四号に掲げる事項の内容)

第四条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第四号に掲げる事項に関するものは、次に掲げる事項とする。

一 設置運営事業等に関する基本的な事項として次に掲げる事項

イ 特定複合観光施設の名称、所在地及びその概要

ロ 設置運営事業等の概要(一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。)

ハ 設置運営事業等の実施に当たり、ユニバーサルデザイン、環境への負荷の低減、多様な文化の尊重及びフェアトレードに関し講ずる措置に関する事項

ニ 特定複合観光施設の床面積の合計

ホ 特定複合観光施設の外観の特徴に関する事項(特定複合観光施設を構成する施設ごとの外観

の特徴に関する事項並びに景観及び環境との調和に関する事項を含む。）

へ 特定複合観光施設を構成する施設の内部主要部分の特徴に関する事項

ト 特定複合観光施設を構成する施設の配置に関する事項

二 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模並びに設置及び運営の方針並びに当該施設ごとの業務の実施体制及び実施方法に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第一項第一号に掲げる施設に関する次に掲げる事項

(1) 種類に関する事項

(2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項

(3) 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積（主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員及び床面積を明らかにすること。）

、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員及び床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項

(4) 設置及び運営の方針に関する事項（誘致し、及び開催しようとする国際会議に関する事項並びに飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）

(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

- (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分担及び連携に関する事項
 - (iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ロ 法第二条第一項第二号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
- (1) 種類に関する事項
 - (2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項
 - (3) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの床面積、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項（開催しようとする国際的な規模の展示会、見本市その他の催しに関する事項、飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する

事項を含む。)

(5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

(i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営

事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項

(ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（

委託先の名称及び委託の内容を含む。）

(iii) 特定複合観光施設区域の近隣の場所に国際会議場施設又は展示施設、見本市場施設その

他の催しを開催するための施設がある場合には、当該施設を運営する者との適切な役割分

担及び連携に関する事項

(iv) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項

ハ 法第二条第一項第三号に掲げる施設に関する次に掲げる事項

(1) 種類に関する事項

(2) 施設ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）

(3) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項

(4) 設置及び運営の方針に関する事項（我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の

活動の内容に関する事項を含む。）

- (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ニ 法第二条第一項第四号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
 - (1) 種類に関する事項
 - (2) 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号。以下「令」という。）
 - （第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務を行う機能に関する事項、対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備に関する事項その他当該施設の機能に関する事項
 - (3) 対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに待合いの用に供する設備の床面積その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項（令第四条第二号イからニまでに掲げる業務ごとの業務の内容に関する事項及び当該業務を行うに当たり用いる外国語に関する事項を含む。）

- (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ホ 法第二条第一項第五号に掲げる施設に関する次に掲げる事項
- (1) 種類に関する事項
- (2) 客室ごとの機能に関する事項（構造及び主な設備に関する事項を含む。）その他当該施設の機能に関する事項
- (3) 客室ごとの床面積（客室のうち最小のもの床面積及びスイートルームのうち最小のもの床面積を明らかにすること。）、全ての客室の床面積の合計、客室の総数に占めるスイートルームの割合その他当該施設の規模に関する事項
- (4) 設置及び運営の方針に関する事項（飲食物の提供その他の当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）
- (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

- (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）
 - (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- へ
法第二条第一項第六号に掲げる施設を設置する場合には、当該施設に関する次に掲げる事項種類に関する事項
- (1) 施設ごとの機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）
 - (2) 施設ごとの収容人員及び、又は床面積その他当該施設の規模に関する事項
 - (3) 設置及び運営の方針に関する事項（当該施設において提供するサービスに関する事項を含む。）
 - (4) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (5) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合には、当該委託に関する事項（委託先の名称及び委託の内容を含む。）

- (iii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- ト カジノ施設に関する次に掲げる事項
 - (1) 種類に関する事項
 - (2) 機能に関する事項（主な設備に関する事項を含む。）
 - (3) 特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数、当該施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとして法第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計その他当該施設の規模に関する事項
 - (4) 設置及び運営の方針に関する事項
 - (5) 業務の実施体制及び実施方法に関する事項（次に掲げる事項を含む。）
 - (i) 施設供用事業が行われる場合には、当該施設の管理、使用その他の事項に係る設置運営事業者と施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項
 - (ii) 業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項
- 三 法第二条第三項第二号に掲げる事業に関する事項
- 四 設置運営事業等の工程（工事の発注、着手及び完了並びに当該特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
- 五 特定複合観光施設区域の土地に関する所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的と

- する権利の取得若しくは設定（第十一条第九号及び第十号において「所有権の取得等」という。）の方法及び予定時期
- 六 特定複合観光施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期（特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には、当該施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期を含む。）
- 七 特定複合観光施設区域が、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、設置運営事業者等により一体的に管理されるものであることを証する事項
- 八 特定複合観光施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額（第二号イからトまでに掲げる施設ごとの維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額を明らかにすること。）
- 九 収支計画及び資金計画（設置運営事業等を行うために必要な資金の総額、内訳及び調達方法を含む。）
- 十 財務の状況が悪化した場合における措置に関する事項
- 十一 防災及び減災のための取組、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設に係る安全の確保のための取組、感染症対策その他の健康及び衛生の確保のための取組並びに災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法及び対応に関する体制に関する事項

十二 設置運営事業者等に関する次に掲げる事項

イ 当該設置運営事業者等の役員の名又は名称及び住所

ロ 施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設の管理、使用その他の事項に係る当該設置運営事業者と当該施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項

ハ 当該設置運営事業者等が会社法（平成十七年法律第八十六号）に規定する会社であつて、専ら設置運営事業（施設供用事業）を行つては、施設供用事業）を行つては、施設供用事業）を行うものであることを証する事項

ニ 当該設置運営事業者等が行う業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況に関する事項

ホ 当該設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置に関する事項

ヘ コンプライアンスの確保のために当該設置運営事業者等が実施する取組及び当該取組の実施のために必要な体制に関する事項

十三 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を

含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

ロ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

ハ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項

ニ 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。）

ホ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、財務の状況

ヘ 当該設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、資産及び負債並びに所得の状況

十四 カジノ事業の収益その他設置運営事業等の収益を活用した特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力に

関する事項

十五 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置に関する事項（当該措置の実施に要する費用の見込みに関する事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び都道府県等が実施する施策への協力に関する事項を含む。）

（区域整備計画に定める法第九条第二項第五号に掲げる事項の内容）

第五条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第五号に掲げる事項に関するものは、第一条から前条までに掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策並びに当該施策の実施のために必要な体制の整備その他の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）とする。

（区域整備計画に定める法第九条第二項第六号に掲げる事項の内容）

第六条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第六号に掲げる事項に

関するものは、第一条から前条までに掲げるもののほか、国際会議等の誘致、国際観光の振興及びこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）とする。

（区域整備計画に定める法第九条第二項第七号に掲げる事項の内容）

第七条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第七号に掲げる事項に関するものは、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備並びにギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）の規定に基づき都道府県が策定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組（政令市にあつては、ギャンブル等依存症対策のための計画的な取組）その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項（当該施策及び措置の実施に要する費用の見込みに関する事項を含む。）とする。

（区域整備計画に定める法第九条第二項第八号に掲げる事項の内容）

第八条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第八号に掲げる事項に

関するものは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客の数の見込み（国内及び国外の別に記載すること。）
- 二 法第二条第一項第一号に掲げる施設における国際会議の開催回数及び同項第二号に掲げる施設における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み
- 三 法第二条第一項第四号に掲げる施設の利用者であつて、我が国の各地域への観光旅行を行う者の数の見込み
- 四 特定複合観光施設区域を来訪する観光旅客が当該特定複合観光施設区域に滞在している間に支出する金額の見込み
- 五 特定複合観光施設において雇用する従業員の数の見込み
- 六 特定複合観光施設に対する投資の金額の見込み（第四条第二号イからトまでに掲げる各施設に対する投資の金額の見込みを明らかにすること。）
- 七 前各号に掲げるもののほか、区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項

八 前各号に掲げる事項ごとの当該事項に関する推計方法

（区域整備計画に定める法第九条第二項第九号に掲げる事項の内容）

第九条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第九号に掲げる事項に

関するものは、法第七十九条第一項に規定する認定都道府県等入場料納入金の見込額及び使途に
関する事項とする。

（区域整備計画に定める法第九条第二項第十号に掲げる事項の内容）

第十条 省令第二条の国土交通大臣が告示で定める事項のうち法第九条第二項第十号に掲げる事項に
関するものは、法第九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の見込額及び使途（認定都
道府県等納付金の額に相当する金額を法第二百三十二条に定めるいずれの施策に必要な経費に充て
るかを明らかにすること。）に関する事項とする。

（区域整備計画の添付書類）

第十一条 省令第三条の国土交通大臣が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 方位、道路及び目標となる地物並びに特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を表示し
た付近見取図

二 特定複合観光施設の外観を示す図

三 特定複合観光施設を構成する施設の外観及び内部主要部分を示す図

四 縮尺、方位、特定複合観光施設区域及び特定複合観光施設を構成する施設の配置を表示した配
置図

五 特定複合観光施設の設計の概要を記載した書類

- 六 特定複合観光施設を構成する施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び断面図
- 七 設置運営事業者がその行う業務を他の者に委託する場合にあっては、次に掲げる書類
 - イ 委託契約書の写し又はこれに準ずるもの
 - ロ 委託先が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
- 八 設置運営事業等の工程表（工事の発注、着手及び完了並びに特定複合観光施設の営業の開始の予定時期を明らかにすること。）
- 九 縮尺、方位、特定複合観光施設区域、設置運営事業者（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者。以下この号から第十一号までにおいて同じ。）が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利（次号において「所有権等」という。）を有する土地及び設置運営事業者が所有権の取得等しようとする土地の境界線並びに特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合には当該施設の位置を表示した土地及び既存の施設の配置図
- 十 設置運営事業者が特定複合観光施設区域の土地について所有権等を有するものであることを証する書類その他の設置運営事業者が当該土地に関する所有権の取得等を行うことが可能であることを証する書類
- 十一 特定複合観光施設を構成する施設として既存の施設を使用することとしている場合における

設置運営事業者が当該施設について所有権を有する者であることを証する書類その他の設置運営事業者が特定複合観光施設を所有することが可能であることを証する書類

十二 予定貸借対照表

十三 予定損益計算書

十四 予定キャッシュ・フロー計算書

十五 第十二号から前号までに掲げる書類の根拠を記載した書類（資金調達の条件を記載した書類を含む。）

十六 資金調達の確実性を裏付ける客観的な資料

十七 都道府県等又は設置運営事業等を行おうとする民間事業者が審査委員会（区域整備計画の認定に係る審査委員会をいう。）の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを誓約する書面

十八 設置運営事業者等の定款及び当該設置運営事業者等が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書

十九 設置運営事業者等の組織図

二十 設置運営事業者等の役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

二十一 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができる書類

二十二 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

二十三 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者（設置運営事業者等が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載した書面

イ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の氏名又は名称及び住所並びに当該議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

ロ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

ハ 当該設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者の役割分担及び連携に関する事項

ニ 現に行っている事業がある場合には、その事業の概要（設置運営事業者等が行う業務に類似

する業務の実績がある場合には、その実績に関する事項を含む。）

二十四 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が法人等であるときは、定款、登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）及び財務状況を明らかにすることができ書類（第二十一号に掲げるものを除く。）

二十五 設置運営事業者等の設立時の議決権等の保有者が個人であるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができ書類（第二十二号に掲げるものを除く。）

二十六 都道府県等が定める民間事業者との接触のあり方に関するルールその他民間事業者の選定が公平かつ公正に行われたことを明らかにするため参考となるべき事項を記載した書類

二十七 実施協定の案

二十八 法第九条第五項の協議に関する次に掲げる書類

イ 当該協議をしたことを証する書類

ロ 当該協議の経過及びその結果を記載した書類

二十九 法第九条第六項及び第九項の同意に関する次に掲げる書類

イ 当該同意を得たことを証する書類

ロ 当該同意を得るまでの過程、当該同意に付された条件がある場合には当該条件並びに法第九

条第六項第二号に定める者が、当該同意を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第二項の規定に基づき議会の議決すべきものとした場合には、当該同意に関する議会の議事及び議決を記載した書類

三十 法第九条第七項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する次に掲げる書類

イ 当該措置を講じたことを証する書類

ロ 当該措置として講じた措置の内容、経過及びその結果並びに区域整備計画に住民の意見を反映させた場合には当該意見の区域整備計画への反映に関する事項を記載した書類

三十一 法第九条第八項の議会の議決に関する次に掲げる書類

イ 当該議決を得たことを証する書類

ロ 法第九条第八項の申請に関する議会の議事及び議決を記載した書類

三十二 第三十号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係が構築されていることを明らかにする書類

三十三 法第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 協議会の構成員

ロ 法第十二条第七項の規定に基づき協議会の運営に関し必要な事項を定めた場合には、当該事項

ハ 協議会の開催の実績

ニ 第二十八号ロに掲げるもののほか、協議会における協議の経過及びその結果

三十四 法第四十一条第二項第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び法第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三十五 設置運営事業者等の役員が個人である場合における当該個人、設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が個人である場合における当該個人及び設置運営事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等である場合における当該法人等の役員（当該役員が個人である場合に限る。）に関する次に掲げる書類

イ 法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するため特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県警察に対し照会をした結果を記載した書面

ロ 法第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者に該当しないことを確認するために必要な調査を民間事業者に委託する場合には、当該調査の結果についての報告書

三十六 設置運営事業者等の役員その他の関係者から暴力団員その他特定複合観光施設に対する関

与が不適当な者を排除するために講ずる措置を記載した書面

三十七 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

第十二条 省令第十二条第二項の国土交通大臣が告示で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十六条第一項の同意を得たことを証する書類

二 前条各号に掲げる書類のうち法第十六条第一項前段の規定により届け出る事業計画に係る事業年度において実施すべき事項に関する書類

附 則

この告示は、公布の日から施行する。